

				利用料（円）	
訪問 1回 につき 算定	所要 時間 等	訪問 看護	20分未満	保健師、看護師	3,140
			30分未満	保健師、看護師	4,710
			30分以上1時間未満	保健師、看護師	8,230
			1時間以上1時間30分未満	保健師、看護師	11,280
			※准看護師による訪問は上記利用料の90/100で算定		
	訪問 1回 につき 算定	介護 予防	20分未満	保健師、看護師	3,030
			30分未満	保健師、看護師	4,510
			30分以上1時間未満	保健師、看護師	7,940
			1時間以上1時間30分未満	保健師、看護師	10,900
			※准看護師による訪問は上記利用料の90/100で算定		
<p>【注】・早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の場合 100分の25を加算 ・深夜（午後10時～午前6時）の場合 100分の50を加算</p> <p>なお、一月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問に係る加算を算定する。</p>					
加算項目		内容		利用料（円）	
複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）		2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	2,540		
複数名訪問加算（Ⅰ）（30分以上）			4,020		
長時間訪問看護加算		特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問看護を行った場合に算定	3,000		
月 1回 算定	緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （月の初回訪問時に加算）		緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されているかつ、利用者から同意を得た場合に算定	6,000	
	特別管理加算（Ⅰ） （月の初回訪問時に加算）		在宅悪性腫瘍患者指導管理料を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	5,000	
	特別管理加算（Ⅱ） （月の初回訪問時に加算）		在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡等の状態であること	2,500	
	ターミナルケア加算		ターミナルケア実施時に算定	25,000	
	看護・介護職員連携強化加算		月1回まで	2,500	
	初回加算（Ⅰ）		新規に訪問看護計画を作成し、病院・診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合に算定	3,500	
	初回加算（Ⅱ）		新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に算定	3,000	
退院時共同指導加算		入院中若しくは入所中の者に対して、主治医当と共同し在宅で療養上必要な指導を行った場合算定	6,000		